

監 監 第 6 3 6 号  
平成20年11月27日

間 瀬 辰 男 様

横浜市監査委員 川 内 克 忠  
同 須 須 木 永 一  
同 山 口 俊 明  
同 星 野 國 和  
同 仁 田 昌 寿



住民監査請求に基づく監査について(通知)  
(消防団員活動奨励費に関するもの)

平成20年10月23日付けで提出されました住民監査請求書(同月同日受付第58号)については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

(理 由)

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、消防団員活動奨励費(以下「奨励費」という。)の「災害出場等で活動した消防団員の苦勞に報い、士氣の高揚を図るために消防団員に活用されるよう」との支出理由からすれば、団員個人に対する報償費でなければならず消防団に支払ったことが違法、消防団員の勞苦に報いるとはいえない費消で、違法な使用があるなどと主張しています。

しかし、奨励費の目的は、消防団員を勞い士氣の高揚を図るためとされており、奨励費が「団員個人への報償でなければならない」との主張は請求人の意見であって、違法又は不当な行為である旨を具体的な理由をもって摘示したものとは認められません。また、奨励費の費消が違法との主張は、これは奨励費の費消が消防団員の勞苦に報いるものかどうかといった使い方の問題であり、違法又は不当な行為である旨を具体的な理由をもって摘示したものとは認められません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

※ この決定に不服がある場合は、法第242条の2の規定に基づき、住民訴訟を提起することができます。

事務局 横浜市監査事務局調整部  
監査課 上田、宍戸  
電話 045-671-3361  
ファクス 045-664-2944